

市区町村別集計項目(推進体制等)

長崎県	
市区町村数	21

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						12	16	5				19				
42	201	長崎市	長崎市市民生活部人権男女共同参画室	1	1	1	1	長崎市男女共同参画推進条例	2002年9月25日	2002年10月1日		第2次長崎市男女共同参画計画	2011年4月1日 ~ 2021年3月31日	1	1	
42	202	佐世保市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例	2006年3月2日	2006年3月2日		第3次佐世保市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
42	203	島原市	市民窓口サービス課	1	2	1	1				0	第3次島原市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1	
42	204	諫早市	人権・男女参画課	1	1	1	1	諫早市男女共同参画推進条例	2013年6月28日	2013年7月1日		第3次諫早市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
42	205	大村市	男女いきいき推進課(男女共同参画推進センター)	1	1	1	1				0	第4期おおむら男女共同参画プラン	2018年1月 ~ 2022年3月	1	1	
42	207	平戸市	総務部総務課行政班	1	2	0	1				0	平戸市男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2022年3月	1	1	
42	208	松浦市	総務課	1	2	0	1				0	第2次松浦市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
42	209	対馬市	総務課	1	2	0	1				0	第3次対馬市男女共同参画計画	2017年3月1日 ~ 2022年2月28日	1	1	
42	210	壱岐市	政策企画課	1	2	1	1				2	第2次壱岐市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
42	211	五島市	市民課	1	2	0	1	五島市男女共同参画審議会条例	2017年3月31日	2017年4月1日		第3次五島市男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2022年3月	1	0	
42	212	西海市	市民課	1	2	1	1	西海市男女共同参画推進審議会条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第2次西海市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
42	213	雲仙市	雲仙市地域振興部地域づくり推進課	1	2	1	1				1	第3次雲仙市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
42	214	南島原市	市民課	1	2	1	1				0	第3次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
42	307	長与町	政策企画課	1	2	1	1				0	長与町第3次男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
42	308	時津町	企画財政課	1	2	1	1				0	第2次時津町男女共同参画計画	2015年4月 ~ 2022年3月	1	1	
42	321	東彼杵町	総務課	1	2	0	0				0	東彼杵町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
42	322	川棚町	総務課	1	2	0	0				0					1
42	323	波佐見町	企画財政課	1	2	0	0				0	第二次波佐見町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2021年3月	1	1	
42	383	小値賀町	総務課	1	2	0	0				0					1
42	391	佐々町	総務課	1	2	1	1				0	第二次佐々町男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
42	411	新上五島町	総務課	1	2	0	0				0	新上五島町第3次男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			5						0	5	4	1	0	4	1	0
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	アマランス	850-0874	長崎県長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館1階	095-826-0018	095-826-2244	<a href="https://ngs-shiminkaikan.jp">https://ngs-shiminkaikan.jp</a>		○		○			○
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	スピカ	857-0863	長崎県佐世保市三浦町2番3号 アルカスSA SEBO2階	0956-23-3828	0956-23-3880	<a href="http://www.city.sasebo.lg.jp/siminseikatu/jinken/spica.html">http://www.city.sasebo.lg.jp/siminseikatu/jinken/spica.html</a>		○	○			○	
42	203	島原市														
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	ひと・ひと	854-0016	長崎県諫早市高城町5-25 高城会館2階	0957-24-1580	0957-22-9145	<a href="https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post29/7407.html">https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post29/7407.html</a>		○	○			○	
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	ハートパル	856-0832	長崎県大村市本町458番地2 プラットおおむら4階	0957-54-8715	0957-54-8700	<a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html">https://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html</a>		○	○			○	
42	207	平戸市														
42	208	松浦市														
42	209	対馬市														
42	210	壱岐市														
42	211	五島市														
42	212	西海市														
42	213	雲仙市	雲仙市男女共同参画センター		859-1107	雲仙市吾妻町牛口名714番地	957383111	0957-38-2755	<a href="https://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fo_id=13930">https://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fo_id=13930</a>		○	○			○	
42	214	南島原市														
42	307	長与町														
42	308	時津町														
42	321	東彼杵町														
42	322	川棚町														
42	323	波佐見町														
42	383	小値賀町														
42	391	佐々町														
42	411	新上五島町														

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

長崎県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					5	5	4	5	0	4	2	0	2	
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	2002年10月1日	5	4	4,600	○	○	○	○		○	○			幼児室・授乳室の設置、センター主催講座における一時保育の実施
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	2001年3月1日	3	2	3,537	○	○		○						
42	203	島原市															
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	2004年11月1日	4	1	8,223	○	○	○	○		○	○			
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	4	3	9,219	○	○	○	○		○			○	
42	207	平戸市															
42	208	松浦市															
42	209	対馬市															
42	210	壱岐市															
42	211	五島市															
42	212	西海市															
42	213	雲仙市	雲仙市男女共同参画センター	2007年4月1日	3	0	544	○	○	○	○		○			○	
42	214	南島原市															
42	307	長与町															
42	308	時津町															
42	321	東彼杵町															
42	322	川棚町															
42	323	波佐見町															
42	383	小値賀町															
42	391	佐々町															
42	411	新上五島町															

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				7		13	0	0.0	16	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	4,235	212	5.0
42	201	長崎市	1999年9月6日	ながさき男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							993	101	10.2
42	202	佐世保市	2001年10月2日	男女共同参画都市させぼ宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							613	38	6.2
42	203	島原市	2016年8月5日	女性活躍推進宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							224	4	1.8
42	204	諫早市			1	0	0.0	2	0	0.0								225	4	1.8
42	205	大村市			1	0	0.0	1	0	0.0								170	15	8.8
42	207	平戸市			1	0	0.0	1	0	0.0								163	0	0.0
42	208	松浦市			1	0	0.0	1	0	0.0								143	7	4.9
42	209	対馬市			1	0	0.0	1	0	0.0								181	3	1.7
42	210	杵岐市	2016年8月16日	女性活躍推進宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							238	3	1.3
42	211	五島市			1	0	0.0	1	0	0.0								235	6	2.6
42	212	西海市			1	0	0.0	1	0	0.0								87	2	2.3
42	213	雲仙市			1	0	0.0	1	0	0.0								240	7	2.9
42	214	南島原市			1	0	0.0	1	0	0.0								427	9	2.1
42	307	長与町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	6	12.0
42	308	時津町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
42	321	東彼杵町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
42	322	川棚町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8
42	323	波佐見町	2006年6月1日	男女共同参画のまち宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
42	383	小値賀町	2021年3月8日	イクボス宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
42	391	佐々町	2020年2月13日	ながさき結婚・子育て応援宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	32	2	6.3
42	411	新上五島町										1	0	0.0	1	0	0.0	72	3	4.2

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード								
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他										
																															その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他					
	小計			750	591	10,215	2,294	22.5																																
42 201	長崎市	40.0	2022年3月	120	87	1,538	344	22.4	全審議会等が対象	105	87	1,538	344	22.4	6	2	41	4	9.8	53	6	11.3	54	6	11.1	1		1												
42 202	佐世保市	40.0	2023年3月	75	68	1,054	265	25.1	法律又は条例により設置されている審議会等	73	66	973	244	25.1	6	2	37	3	8.1				51	4	7.8	1		1												
42 203	高原市	30.0	2025年3月	37	27	532	91	17.1	本調査(平成30年度)による	29	22	368	66	17.9	6	4	35	6	17.1	31	1	3.2	32	1	3.1	2	2019年4月1日	1												
42 204	諫早市	37.5	2023年3月	32	31	454	152	33.5	法律、条例、要綱等により設置されている審議会等	25	25	393	136	34.6	6	5	41	7	17.1	37	5	13.5	38	5	13.2	1		1												
42 205	大村市	35.0	2022年3月	84	77	1,144	311	27.2	地方自治法第180条の5-202条の3私的諮問機関等(要綱設置等)	43	41	594	148	24.9	6	4	55	8	14.5	40	9	22.5	41	9	22.0	1		1												
42 207	平戸市	30.0	2021年3月	43	32	605	112	18.5	地方自治法(202条の3)に基づくもの	43	32	605	112	18.5	6	3	37	4	10.8				40	0	0.0	1		1												
42 208	松浦市	30.0	2022年3月	48	37	760	191	25.1	法律、条例等により設置する府県機関及び要綱等により設置する審議会等	22	16	292	68	23.3	6	3	38	6	15.8	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1												
42 209	対馬市	20.0	2022年3月	29	23	546	147	26.9	市が設置する審議会等及び地方自治法第180条の5に基づく委員会等	24	21	516	143	27.7	5	2	30	4	13.3				34	0	0.0	1		1												
42 210	壱岐市	30.0	2027年3月	50	34	543	114	21.0	地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3	45	31	507	111	21.9	5	3	34	7	20.6				22	2	9.1	1		1												
42 211	五島市	25.0	2022年3月	71	39	904	42	4.6	個別の審議会等について定めはない。市に係る審議会等について幅広く把握し、女性委員の登用についての呼びかけを行っていくことを考えている。	13	12	418	73	17.5	6	3	35	4	11.4				42	2	4.8	1		1												
42 212	西海市	30.0	2028年3月	31	26	470	108	23.0	全審議会等が対象	31	26	470	108	23.0	5	2	36	4	11.1	37	1	2.7	38	1	2.6	1		1												
42 213	雲仙市	32.0	2023年3月	31	24	417	82	19.7	1、2、3	31	24	417	82	19.7	5	2	32	2	6.3	41	3	7.3	42	3	7.1	2	2021年8月1日	2	2021年8月1日	1										
42 214	南島原市	33.0	2023年5月	46	37	617	136	22.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等に要綱・規則等を根拠にした審議会等を加えたもの	36	29	507	102	20.1	5	2	31	3	9.7	40	2	5.0	41	2	4.9	2	2021年8月10日	1												
42 307	長与町	40.0	2023年3月	53	49	631	199	31.5	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5)、及び条例、規則等により設置されている会議等	48	45	606	192	31.7	5	4	25	7	28.0	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1												
42 308	時津町									35	32	395	123	31.1	5	3	24	5	20.8	16	2	12.5	17	2	11.8	1		1												
42 321	東彼杵町									9	7	119	19	16.0	5	4	26	6	23.1	22	3	13.6	23	3	13.0	1	2	2020年9月1日	2	2020年9月1日	2	2020年9月1日								
42 322	川棚町									16	14	179	28	15.6	5	3	26	5	19.2	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1												
42 323	波佐見町									18	15	210	42	20.0	5	4	25	7	28.0	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1												
42 383	小籠賀町									9	7	84	13	15.5	5	2	31	5	16.1	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1												
42 391	佐々町									27	23	246	62	25.2	5	3	26	6	23.1	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1												
42 411	新上五島町									13	12	199	50	25.1	5	2	39	7	17.9	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1												

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

長崎県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								7	7	199	49	24.6	0	0	0	0									
	長崎市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	佐世保市							2	2	81	21	25.9	0	0	0	0									
	島原市							5	5	118	28	23.7	0	0	0	0									
	諫早市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大村市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	平戸市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	松浦市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	対馬市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	壱岐市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	五島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	西海市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	雲仙市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南島原市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	長与町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	時津町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東彼杵町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	川棚町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	波佐見町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	小値賀町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	佐々町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	新上五島町							0	0	0	0		0	0	0	0									



調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を旨)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後休業の期間はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
		6		1の合計	21	3	0	12		0		13	13	12	13	14	14	
		3		2の合計	0	18	12	9		21		1	2	2	2	5	2	
		2		3の合計	0		9	0		0		1	1	1	1	1	1	
		10		4の合計	0							6	5	6	5	1	4	
42	##	長崎市	1	長崎市議会	1	2	2	1	長崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第78条 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
42	##	佐世保市	1	佐世保市議会	1	2	2	1	佐世保市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
42	##	島原市	3	島原市議会	1	2	2	1	島原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
42	##	諫早市	4	諫早市議会	1	2	3	2	大村市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	1	1	
42	##	大村市	4	大村市議会	1	2	2	1	大村市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	



都 道 府 県 市 町 村 コ ロ ニ ヤ ド ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問5 問4で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
42	# 平戸市	1	<p>1. 明記した規定があり、認めている。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。</p> <p>左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。</p> <p>〔産休〕 第1条 この訓令は、平戸市議員(以下「議員」という。)が妊娠、産後経過中の期間(以下「産後」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔承認〕 第2条 任命権者は、旧姓を使用することにより、誤解や混乱が生じないと判断できる場合においては、これを承認するものとする。</p> <p>〔旧姓使用できる文書等〕 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。</p> <p>〔旧姓使用不可〕 第4条 議員は、第2条の旧姓使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属議員を経て、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>〔承認の通知〕 第5条 任命権者は、前条の申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、速やかに所属議員を経て申請議員に通知するものとする。</p> <p>〔取消〕 第6条 任命権者は、議員が承認を得て旧姓を使用している場合において、その使用により混乱を生じたときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>〔中止届〕 第7条 任命権者の承認を受けて旧姓を使用している議員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中中止届(様式第3号)を所属議員を経て、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>〔申請の制限〕 第8条 前条の規定により、旧姓使用中中止届を受理された議員は、再び旧姓使用の申請をすることができない。</p> <p>〔責務〕 第9条 所属議員は、所属議員の旧姓の使用が適切に行われるよう努めなければならない。</p> <p>2. 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するにあたって、常に所属議員等に誤解や混乱を生じないよう努めなければならない。</p> <p>3. 旧姓を使用する議員は、市民及び組織内部に混乱を生じないため、旧姓使用を求めた文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。</p> <p>〔その他〕 第10条 この訓令に定められるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 主な文書等の例示 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもの 議員名簿、名札、名刺、事務分担関係文書、起案(決案)文書、出勤表、振替に関する指導書、給与に関する文書、旅行命令書、復命書、市町村活動報告書、財務会計に関する内部文書、経理通知(往復)文書 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 主な文書等の例示 (1) 議員の身分又は権利・義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるおそれがあるもの 指令書、預貯書、宣誓書、退職届、分限・準退職届文書、市町村活動報告書、のりつけ関係文書、選挙権関係文書 (2) 公権力の行使に係るもの 訴訟可・立入検査・徴収等法令に基づく行政処分に係る文書、議員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書・契約書</p>	議 会 名	1	1	3	2	2	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			平戸市議員旧姓使用取扱要綱 平戸市議員旧姓使用取扱要綱 (産休) 第1条 この訓令は、平戸市議員(以下「議員」という。)が妊娠、産後経過中の期間(以下「産後」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 〔承認〕 第2条 任命権者は、旧姓を使用することにより、誤解や混乱が生じないと判断できる場合においては、これを承認するものとする。 〔旧姓使用できる文書等〕 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 〔旧姓使用不可〕 第4条 議員は、第2条の旧姓使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属議員を経て、任命権者に提出しなければならない。 〔承認の通知〕 第5条 任命権者は、前条の申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、速やかに所属議員を経て申請議員に通知するものとする。 〔取消〕 第6条 任命権者は、議員が承認を得て旧姓を使用している場合において、その使用により混乱を生じたときは、承認を取り消すことができる。 〔中止届〕 第7条 任命権者の承認を受けて旧姓を使用している議員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中中止届(様式第3号)を所属議員を経て、任命権者に提出しなければならない。 〔申請の制限〕 第8条 前条の規定により、旧姓使用中中止届を受理された議員は、再び旧姓使用の申請をすることができない。 〔責務〕 第9条 所属議員は、所属議員の旧姓の使用が適切に行われるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するにあたって、常に所属議員等に誤解や混乱を生じないよう努めなければならない。 3. 旧姓を使用する議員は、市民及び組織内部に混乱を生じないため、旧姓使用を求めた文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。 〔その他〕 第10条 この訓令に定められるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 主な文書等の例示 法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもの 議員名簿、名札、名刺、事務分担関係文書、起案(決案)文書、出勤表、振替に関する指導書、給与に関する文書、旅行命令書、復命書、市町村活動報告書、財務会計に関する内部文書、経理通知(往復)文書 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 主な文書等の例示 (1) 議員の身分又は権利・義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるおそれがあるもの 指令書、預貯書、宣誓書、退職届、分限・準退職届文書、市町村活動報告書、のりつけ関係文書、選挙権関係文書 (2) 公権力の行使に係るもの 訴訟可・立入検査・徴収等法令に基づく行政処分に係る文書、議員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書・契約書													

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産後後の期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			4		松浦市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	4
			4		対馬市議会	1	1	2	1	対馬市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
			1		香城市議会	1	2	3	2		2			1	2	2	2	2	1
			2		五島市議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(本文)を記入してください。	問3 問1で1.を選択した場合、取替することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(本文)を記入してください。	問7 問6で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
42	##	西海市	1	議員の旧姓使用について(通知) 議員の旧姓使用について 1. 目的 議員が婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 2. 旧姓を使用できる文書等 議員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。 (1)選挙での呼称 (2)議席名 (3)議員名簿 (4)名刺 (5)グループウェア (6)メールアドレス (7)決裁文書作成時の担当者氏名 (8)決裁文書又は供覧文書等に係る押印 (9)その他、組織内部で使用され議員の同一性の確認が容易にできる文書等 3. 申請 議員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3ヶ月以内に旧姓使用承認申請書(様式第1号)により所属長を経て市長に申請しなければならない。 4. 承認 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経て当該議員に通知する。 5. 中止 承認を受けて旧姓を使用している議員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により所属長を経て市長に届け出なければならない。 6. 責務 承認を受けて旧姓を使用している議員は、職務上旧姓を使用するに当たっては、常に市長及び他の議員に誤解及び混乱が生じないようにしなければならない。 上記の内容は、平成28年8月1日より実施する。	西海市議会	1	2	2	1	西海市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
42	##	雲仙市	4		雲仙市議会	1	2	2	1	雲仙市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
42	##	重島市	3		重島市議会	1	2	3	2		2	4	4	4	4	2	4	
42	##	長与町	2		長与町議会	1	2	2	1	長与町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
42	##	時津町	1	時津町議員の職務に関する訓令 (職員の使用) 第5条 議員が妊娠等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き妊娠等の前の戸籍上の氏以下「旧姓」という。)を次に掲げる文書等において使用するときは、あらかじめ、改正前後の氏を証する書面を添えて、その旨を申し出なければならない。 (1) 選挙での呼称 (2) 身分証明書 (3) 職員録 (4) 出勤簿 (5) 人事異動通知書 (6) その他この訓令に基づき議員が提出する身分及び職務上の届、届出等 2 議員は、旧姓の使用を希望する場合は、旧姓使用届出書(様式第1号)を提出しなければならない。 3 町長は、前項の届出を受けた場合において、申出者の旧姓と相違ないことを確認した後、旧姓使用届出書(様式第2号)により、速やかに、申出者に通知するものとする。 4 旧姓の使用を行っている議員が、その使用を中止しない場合は、旧姓使用中止届(様式第3号)を提出しなければならない。 5 総務課長は、議員の旧姓の使用における旧姓使用申出年月日、旧姓使用開始年月日、使用する旧姓及び旧姓使用中止年月日等必要事項について、人事記録の備考欄に記載しなければならない。	時津町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
42	##	東彼杵町	4		東彼杵町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
42	##	川柳町	4		川柳町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
42	##	渡佐豊町	4		渡佐豊町議会	1	2	3	2		2			1	1	1	1	1	1
42	##	小浜町	4		小浜町議会	1	2	3	2		2			4	1	4	1	1	4
42	##	佐々町	2		佐々町議会	1	2	2	1		2			4	4	4	4	2	2
42	##	新上五島町	4		新上五島町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画推進担当又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられている。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。								
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 防犯カメラの設置 2. 防犯カメラの設置 3. 防犯カメラの設置 4. その他	1. 防犯カメラの設置 2. 防犯カメラの設置 3. 防犯カメラの設置 4. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判明したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)								
		0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		0	3	3	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	17		
		0	1	15	0	0	2	0	0	19	0	0	0	0	0	0		
		21	17	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0		
42	## 長崎市	4	4	2						3	2					1	長崎市地域防災計画、長崎市災害対策本部規程 長崎市地域防災計画 本計画のすべての事項を通じて、国籍、宗教、性別、年齢による差異、障害・能力の相違を問わず、多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。 長崎市災害対策本部規程 男女共同参画の視点からの災害対応に関すること	
42	## 佐世保市	4	4	3						3	4					2	長崎市地域防災計画	
42	## 島原市	4	4	3						3	4					1	5 居住区域の割り振り及び班長の選出 指定避難所派遣委員は、町内会自治会ごとに居住区域を指定するよう努める。また、避難者に対し、居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。なお、班長等の入選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、区域別班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。 6 指定避難所の自主運営体制の確立 指定避難所生活が長期化する時は、町内会自治会代表者、自主防災組織、住民等は、指定避難所派遣委員等と連携し、指定避難所運営組織を設立するとともに、指定避難所派遣組織の班長(専任で構成)を選出し、班長の下で、主に次の事項について指定避難所を運営する。運営においては、企画の段階から女性の参画を推進し、女性の意見を反映する。	
42	## 諫早市	4	4	3						3	4					2	会議規則に定める会議等における欠席等の理由、出席に伴う欠席期間の範囲の把握しを検討している。	
42	## 太宰市	4	4	3						3	4					2		
42	## 宇佐市	4	4	3						3	4					2		
42	## 杵築市	4	4	3						3	4					2		
42	## 杵築市	4	4	3						3	4					2		
42	## 杵築市	4	4	3						3	4					2		
42	## 五島市	4	2	3						3	4					2		
42	## 西海市	4	4	3						3	4					1	西海市地域防災計画 5 避難所の設置(中略) (2) 避難所の運営 (中略) オ 避難所の運営は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力ののもと、関係者が連携して運営体制を構築して行う。 運営にあたっては男女共同参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
		問9 議員の利用すること できる保育施設等が議 会に設置または提供 されているか。	問10 議員の利用すること できる授乳室等が議 会に設置または提供 されているか。	問11 議会におけるハラ メント防止に関する 取組を行っている か。	問12 問11で1.を選択した 場合、行っている取 組みは、次のうちど れか。				問13 問12で1.を選択し た場合、該当部分の 案文(本文)を記入し て下さい。	問14 男女共同参画に関 する研修(ハラメン ト防止に関するもの 以外)を行っている か。	問15 議会において、通 称又は旧姓の使用を 認めていますか。	問16 問15で1.を選択し た場合、該当部分の 案文(本文)を記入し て下さい。		問17 政治分野の男女共 同参画のために実 施していることがあ ればご記入ください。			
	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳室が必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室が必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 防犯カメラの設置が定まっている。	2. 相対的に防犯カメラの設置が定まっている。	3. 相対的に防犯カメラの設置が定まっている。	4. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
42	##	雲仙市	4	4	3										2		
42	##	南島原市	4	4	1	1									2		
42	##	長門郡	4	2	1					3					2		
42	##	徳島郡	4	2	1					3					2		
42	##	聖徳村	4	4	3					3					4		
42	##	川棚町	4	4	2					2					4		
42	##	渡佐見町	4	4	2					3					4	1	渡佐見町地域防災計画 避難所運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育てニーズに配慮した運営管理に努める。
42	##	小幡町	4	4	3					2					4	2	
42	##	佐々木町	4	3	3					3					4	2	
42	##	新上五島町	4	4	3					3					4	2	